

## 通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項と労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、山陽自動車運送労働組合から、以下のとおりストライキ等を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

### 1 開始日

平成 29 年 4 月 17 日以降

### 2 場所

山陽自動車運送株式会社の一部事業所（茨城、埼玉、東京、神奈川、愛知、滋賀、京都、大阪、兵庫、岡山、広島）

### 3 要求事項

賃金引上げ等

平成 29 年 3 月 17 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久